

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果について、市長から措置を講じた旨の報告があったので、同条第14項の規定により公表する。

令和7年3月7日

上越市監査委員 大 原 啓 資

上越市監査委員 山 川 と も 子

上越市監査委員 丸 山 章

記

第1 定期監査結果に基づく措置

別紙のとおり

○定期監査

【令和7年1月29日付け上監委第22号】分

指 摘 事 項	改善・対応措置【実施日】
	再発防止措置【実施日】
○災害対策費 戸別受信機修繕(中ノ俣個人宅)は3万円超であったが、指名伺兼見積調書が作成されておらず、1者指名とする理由や経緯についての決裁手続きを経ていなかった。このことは、前回監査(令和3年12月)でも「注意」としたところであり、1者指名で随意契約とする場合は、必要な起案・決裁を経て行うか、特段の理由がない場合は2者以上で見積合せを行った上で実施するよう改めるとともに、監査委員からの指摘事項については確実に事務引継を行い、決裁過程においてもチェック機能が十分果たされるよう改められたい。	○監査を受けての基本的対応方針 指摘を重く受け止め、原因が当課のチェック体制が不十分であったことや、担当者の会計事務に関する知識が不足していたことを踏まえ、改めて課内全職員でチェック体制の重要性を再確認した。
	○改善・対応措置 課内全職員で、係長、副課長が決裁に当たり契約事務の手引きに基づき適切に行うチェック機能の重要性を共有した。また、1月30日～2月4日の間で、令和6年度の事務で同様の指摘事案がないか総点検し、適切に実施していることを確認した。 【実施日：令和7年2月4日】
	○再発防止措置 ・課内全職員で、契約事務の手引きを改めて確認し、現行事務で不適切な事案がないか自己チェックを実施し、上司に報告することにより、適切に実施していることを課内で確認した。 【実施日：令和7年2月4日】 ・決裁のチェックを係長、副課長で必ず実施するよう改めて確認し、課内全職員で共有した。 【実施日：令和7年2月4日】 ・担当者、係長及び副課長が、指摘事項と上記の改善・対応措置を事務引継書に明記し、再び同様の誤りがないよう確実に引き継ぐこととした。 【実施日：令和7年2月4日】